**個人向け緊急小口資金等相談コールセンター設置のご案内**

## 藤枝市社会福祉協議会、静岡県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度の基本的内容の問い合わせ等について、個別相談対応を十分行うことができるよう、同コールセンターを設置しましたのでご案内いたします。

また、貸付手続きにつきましては新型コロナウィルス感染症の感染予防に配慮し、最初は電話等により受付をしたいと思っております。

貸付手続きの流れ

問合せ

送付

静岡県

社会福祉協議会

貸付審査・可否決定・送金

ｺｰﾙｾﾝﾀｰ

市役所自立生活SC

回　答

お悩みの方

申込み問合せ

市役所自立生活SC

(藤枝市社会福祉協議会)

相談支援

お問い合わせ先

◎個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター

　　☎　０１２０－４６－１９９９(9:00～21:00土日祝日含む)

◎藤枝市社会福祉協議会(藤枝市役所自立生活サポートセンター内)

　　☎　０５４－６４３－３１６１(8:30～17:00平日のみ)

休業された方向け（緊急小口資金）

下線は従来の要件を緩和したもの。

#### 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

・・・・・・・・・・・・・・

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急 かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

#### ■貸付上限額

・１０万円以内

（学校等の休業等の特例２０万円以内）

※ 従来の１０万円以内とする取扱を拡大。

#### ■据置期間

１年以内

※ 従来の２月以内とする取扱を拡大。

#### ■償還期限

２年以内

※ 従来の１２月以内とする取扱を拡大。

#### ■貸付利子・保証人無利子・不要

■申込先

藤枝市社会福祉協議会

失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

#### 生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮 し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

#### ■貸付上限額

・（２人以上）月２０万円以内

・（単身） 月１５万円以内 貸付期間：原則３月以内

■据置期間

１年以内

・・・・・・・・・・・・・・・

※ 従来の６月以内とする取扱を拡大。

#### ■償還期限

１０年以内

■貸付利子・保証人無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、な しの場合は年１.５％とする取扱を緩和。

#### ■申込先

藤枝市社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による支援を受け付け、継続的な支援を受けることが要件となります。